

岩手県告示第 905 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 9 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 8 月 23 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手瀝青工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第 3 地割 98 番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木勇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－17）第 2462 号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 8 月 14 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 1 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 斎藤建築
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市前潟四丁目 7 番 51 号
 - ウ 代表者の氏名 斎藤徳治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 5759 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 8 月 25 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 8 月 2 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社藤原建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市字要害 66 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 藤原智
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 6040 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 8 月 2 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 8 月 28 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 及川木工所
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町鳥海字古戸前 37 番地 6
 - ウ 代表者の氏名 及川慶治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 8204 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 8 月 28 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック

工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 18 年 8 月 22 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 あいすむ建築工房

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西見前 16 地割 26 番地

ウ 代表者の氏名 吉田進

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 20402 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、
タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事
業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の
取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 8 月 22 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工
事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、し
ゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水
道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 18 年 8 月 2 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社千葉正建築

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区稲瀬字広岡前 228 番地

ウ 代表者の氏名 千葉末喜

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 60027 号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 8 月 1 日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このこ
とが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。